

規則

特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第九号

特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則（平成十年埼玉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項を削る。

第二条中「法第十条第四項」を「特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。

以下「法」という。）第十条第四項」に改める。

第三条第二項を削る。

第四条第二項を削る。

第五条第二項を削る。

第六条第二項を削る。

第七条第二項を削る。

第八条第二項を削る。

第十三条第二項を削る。

第十五条第四項を削る。

第十七条第三項を削る。

第十八条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

（特定非営利活動法人等が行う電子情報処理組織による申請等の方法）

第十八条の二 条例第十二条の二の規則で定める電子情報処理組織は、知事の使用に係る電子計算機と条例第二条第一項に規定する者又は特定非営利活動法人（以下この条及び次条において「特定非営利活動法人等」という。）の使用に係る電子計算機であつて当該知事の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

2 条例第十二条の二の規則で定める方法は、次に掲げる事項を特定非営利活動法人等の使用に係る電子計算機から入力する方法とする。

一 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において従うこととされている様式であつて、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項（次号に掲げる事項を除く。）

二 当該申請等を行うときに法令等の規定に基づき添付すべきとされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項

3 特定非営利活動法人等は、識別符号及び暗証符号を特定非営利活動法人等の使用に係る電子計算機から入力する方法により申請等を行わなければならない。

(知事が行う電子情報処理組織による処分通知等の方法)

第十八条の三 条例第十二条の三第一項の規則で定める電子情報処理組織は、前条第一項の電子情報処理組織とする。

2 条例第十二条の三第一項の規則で定める方法は、識別符号及び暗証符号を知事の使用に係る電子計算機から入力する方法とする。

3 条例第十二条の三第二項の規則で定める方式は、次に掲げる方式のいずれかとする。

一 第一項の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の知事が定めるところにより行う届出

様式第一号の備考4中「〔3号〕」を削る。

様式第二号の備考4を次のように改める。

4 この書印には、修正後の書類を添付すること。

様式第三号の備考2中「〔証明書1部及び写し2部〕」及び「〔3号〕」を削る。

様式第四号の備考6中「〔3号(非所轄法人は、1部)〕」を削る。

様式第五号の備考3中「〔1号〕」及び「〔3号〕」を削り、同様式の備考4(1)中「〔3号〕」を削る。

様式第六号の備考3中「〔1号〕」及び「〔3号(非所轄法人は、1部)〕」を削る。

様式第七号の備考2中「〔証明書1部及び写し2部(非所轄法人は、証明書1部)〕」を削る。

様式第八号の備考2中「〔3号(非所轄法人は、1部)〕」を削る。

様式第十四号の備考4中「〔3号〕」を削る。

様式第十六号の備考6、様式第十七号の備考5、様式第十八号の備考6、様式第二十号の備考2及び様式第二十二号の備考3中「〔2号〕」を削る。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。